令和2年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会議事録

1 開催日 令和2年4月24日(金曜日)

2 開催時間 午後2時15分開会 午後2時45分閉会

3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館3階 6号室

4 出席委員 18名

1番・宿谷 昌一3番・川上 和幸4番・山口 喜松5番・一宮 敏昭6番・鹿野 直子7番・松木 一幸8番・笹田 文彦9番・清水 利秋10番・髙倉 伸淳11番・石尾 卓也12番・滝川 岳雪13番・宮嶋 睦子14番・平 克洋15番・吉田 清16番・波能 隆17番・柿木 和惠

18番・鈴木 剛 19番・幅﨑 勝良

5 欠席委員 2番・鷲尾 勲

6 事務局職員 津村事務局長 小浜事務局次長 大谷農地係長

澤口農地係主査 北田農地係主査 長根農地係主任

荒農地係主任 武田農地係主任

7 傍聴人 なし

8 議事録署名委員 10番・髙倉 伸淳 11番・石尾 卓也

9 議事内容

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の北海道知事への報告について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
- (4) 議案第4号 現地目証明願について
- (5) 議案第5号 時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事案調査書の北海道 知事への提出について
- (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
- (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

○議 長(鈴木 剛)

ただいまから、令和2年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を開会 いたします。

本日の出席委員は、18名であります。部会規則第8条の規定に基づき ,在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしており ます。

欠席委員の詳細につきまして, 事務局から報告いたします。

○事務局 (津村事務局長)

事務局。

御報告申し上げます。

本日の部会に、2番鷲尾委員から欠席する旨の届出がありましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

10番髙倉委員、11番石尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願います。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(澤口主査)

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 御説明いたします。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、東鷹栖地区で4件、江神地区で2件、西神楽地区で1件、東旭川地区で3件の計10件でございます。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の 制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号5番および6番につきましては、私に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席いたします。

その間の議事進行につきましては、幅﨑職務代理者にお願いいたします

0

- ○議 長(鈴木 剛) (退席)
- ○副議長(幅﨑 勝良) それでは、事務局から説明をお願いします。
- ○事務局(澤口主査) 事務局。

それでは, 内容について御説明いたします。

番号5番および6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に 売却する案件です。

なお,譲受人である法人につきましては,形態要件,事業要件,構成員要件,業務執行役員要件の全てを満たしており,農地所有適格法人であることを確認しております。

別添の議案資料5ページおよび6ページにあります農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

- ○副議長(幅崎 勝良) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- ○委 員(清水 利秋) はい,9番清水です。

番号5番、6番について補足説明いたします。

番号5番,6番につきましては、従前より買主が借り受けて耕作していた農地を買い受ける案件であり、権利取得後において、農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、御審議宜しくお願いいたします。

○副議長(幅﨑 勝良) それでは、番号5番および6番について、審議をお願いします。 御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

- ○副議長(幅﨑 勝良) 発言がございませんので、番号5番および6番について「異議なし」と 認め、許可することに決定いたします。
- ○議 長(鈴木 剛) (着席)
- ○副議長(幅崎 勝良) 鈴木部会長に関係する案件につきまして、決定いたしました。 それでは、議事進行を再び鈴木部会長にお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛) 引き続き,他の案件について審議を求めます。 事務局から説明いたします。

○事務局(澤口主査) 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

番号1番ないし4番,7番ないし10番につきましては,譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。

なお、番号8番の譲受人である法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしており、農地所有適格 法人であることを確認しております。

いずれも、議案資料 1 ページから 4 ページ, 7 ページから 1 0 ページにあります農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

〇議 長(鈴木 剛) それでは、番号1番ないし4番、7番ないし10番について、審議願います。

御意見, 御質問ございませんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、番号1番ないし4番、7番ないし10番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛) 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第51条第1項に該当する違 反転用事案の北海道知事への報告について」を上程いたします。 事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主 任) 事務局。

日程第2議案第2号「農地法第51条第1項に該当する違反転用事案の 北海道知事への報告について」を御説明いたします。

議案の5ページを御覧ください。

本件は農家が、農地転用の許可無く所有地に農機具置場、駐車場等の農業用施設を設置したものであります。

次に議案資料11ページの位置図をお開きください。

違反地は上川総合振興局から東南東方向へ約 2.3km のところに位置します。

次に、資料12ページの求積図・配置図をお開きください。

図のうち,太枠で囲った部分が違反地です。

次に、資料19ページの違反転用事案報告書を御覧ください。

違反行為に至るまでの経緯について下から2つ目の欄に記載のとおり、 令和元年9月頃に農地転用の許可無く農業用施設を設置しております。な お違反者は、記載のとおり農振の用途変更手続きは令和元年中に済ませて おり、農地転用の手続きについても平成31年3月頃に問合せを行ってお りますが、農地転用の手続きを失念していたものであります。

次に裏面をお開きください。

農業委員会のとった措置については上から5項目目に記載のとおり、本年4月に農業委員及び農業委員会事務局職員で現地調査を実施し、違反転用の状況を確認いたしました。農地転用の許可無しでの各施設の設置は農地法違反であることを指導しております。

違反者からは反省の意が示されたほか、農地法違反を犯した経緯について、農振法の用途変更手続きを行ったことで転用に必要な手続きを全て終えたと勘違いしたため、改めて農地法上の農地転用手続きを進めたいとの意思が示されております。

これらを踏まえて、農業委員会の意見の案を最後に記載しております。 違反転用者が農地法の認識不足を認めて深く反省していること、農地法に 規定される農地転用の許可事由に該当する転用の意向があること、今後は 農地法を遵守しながらより一層農業に精励する意向があること等を勘案し、 追認で処理することはやむを得ないものと考えており、意見として北海道 へ提出したいと考えております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○副議長(幅﨑 勝良) はい, 19番幅﨑です。

番号1番について補足説明します。

この土地につきましては、違反者が親から農地を引き継ぎ、隣接する農地と一体的に農業のために活用しております。

違反の内容については、農振法の用途変更手続きを行ったことで、農地 転用に必要な手続き全て終えたと誤認し、農業用施設を設置したものです。

詳細な内容は事務局の説明のとおりですが、違反者は今回の転用違反について、農地法に対する認識不足を認め、違反をしてしまったことを深く反省しております。

地域としても,追認で処理することはやむを得ないと意見を添えて,違 反転用の事実について違反転用報告書を北海道知事へ提出するべきと考え ますので,よろしくお願いします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願います。 御意見、御質問ございませんか。 ○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、違 反転用事案報告書を知事に送付することに決定をいたします。

○議 長(鈴木 剛)

続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査)

事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」 を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、賃借権等設定は114件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が14件、永山地区が18件、江神地区が14件、西神楽地区が19件、東旭川地区が49件となっています。

集積面積は、239.38ヘクタールでございます。 以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の 制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃借権等設定の番号25番および26番につきましては、宿谷委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委 員(宿谷 昌一) (退席)

○議 長(鈴木 剛) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。議案の21ページを御覧く ださい。

賃借権等設定の番号25番につきましては、期間更新案件であり、借主 が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

賃借権等設定の番号26番につきましては、稼働力不足のため農地の一部を貸し付ける案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

これらの計画につきましては、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に 適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○副議長(幅﨑 勝良) はい、19番幅﨑です。

賃借権等設定の番号25番および26番について、補足説明いたします。 番号25番の案件につきましては、期間満了に伴う再設定案件であり、 番号26番につきましては、稼働力不足のため農地の一部を貸し付ける案件であります。

両案件とも,借主が借り受けて経営の安定を図るということで問題ない と考えますので,よろしくお願いいたします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号25番および26番について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、賃借権等設定の番号25番および26番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委 員(宿谷 昌一) (着席)

○議 長(鈴木 剛) 宿谷委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。 続きまして、賃借権等設定の番号64番の案件につきましては、吉田委 員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に 基づき、一時退席をお願いいたします。

○委 員(吉田 清) (退席)

○議 長(鈴木 剛) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。議案の47ページを御覧ください。

賃借権等設定の番号64番につきましては、期間更新案件であり、借主 が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても, 先程の案件と同様, 旭川市農業経営基盤強化

促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。 以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委 員(宮嶋 睦子) はい、13番宮嶋です。

賃借権等設定の番号64番について、補足説明いたします。

番号64番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件であり、借主 の農業経営及び地域農業の振興に資するものですので、問題ないと考えま すので、よろしくお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、番号64番について審議願います。 御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、賃借権等設定の番号64番について異議なし と認め、計画を決定いたします。

○委 員(吉田 清) (着席)

○議 長(鈴木 剛) 吉田委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。 続きまして、賃借権等設定の番号106番の案件につきましては、笹田 委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定 に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委 員(笹田 文彦) (退席)

○議 長(鈴木 剛) それでは、事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。議案の71ページを御覧ください。

賃借権等設定の番号106番につきましては、期間更新案件であり、借 主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても, 先程の案件と同様, 旭川市農業経営基盤強化 促進基本構想に適合し, 利用権設定等促進事業の要件を満たしております。 以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委 員(髙倉 伸淳) はい, 10番髙倉です。

賃借権等設定の番号106番について、補足説明いたします。

番号106番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件であり、借 主の農業経営及び地域農業の振興に資するものでございますので、問題な いと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、番号106番について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、賃借権等設定の番号106番について異議な しと認め、計画を決定いたします。

○委 員(笹田 文彦) (着席)

○議 長(鈴木 剛) 笹田委員が関係する案件につきまして、決定をいたしました。 引き続き、他の案件について審議を求めます。 事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。

それでは, 内容について御説明いたします。

議事参与制限の4件を除いた賃借権等設定110件の内訳につきましては、期間更新案件が62件、借主変更案件が20件、解約再設定案件が6件、新規賃借権設定案件が22件となっております。

以上,これらの計画につきましても,先ほど御審議いただいた4件の案件と同様,旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し,利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

なお、今回上程している案件のうち、議案の51ページと52ページにあります番号73番及び74番は東旭川町忠別で進んでいる基盤整備事業の受益地内において、権利関係の変更が行われる特殊なものでありますので、別途御説明申し上げます。資料の21ページを御覧ください。

ページ上の現形図は現在,登記されている地番と面積の状態が示されています。今回,権利関係に変更が生じるのは黄色の農地部分です。現在,

この農地は さんと さんとで賃貸借契約が結ばれています。 今回,この賃貸借契約が両者による合意で解約されることとなり,新た さんと さんとで賃貸借契約が結ばれることとなります。

次にページ下の計画図を御覧ください。今回、賃貸借契約が結ばれる黄色の農地部分は既に仮地番が設定され、図面のように形状や面積が変化していることから、従前の地番と面積で賃貸借契約を結ぶことは現状に即していないため、仮の地番と面積で賃貸借契約を結ぶことが妥当となります。

仮地番は土地改良法第89条の2第6項に規定されている一時利用地に あたるもので、事業主体である北海道から指定されている公的なものであ り、仮地番による権利設定を行っても問題が無いことを北海道農業会議に も確認済みであります。

続いて、22ページの図面を御覧ください。この資料の内容もただいま 御説明いたしましたものと同じく、権利関係の変更により、従前地番と仮 地番を紐付けた上で新たな賃貸借契約を結ぶものです。

なお、仮地番による権利設定はあくまで現在の権利関係に変更があると きにのみ行われるものであり、変更が無い場合には、基盤整備事業が完了 する際に行われる換地処分で新たな地番が確定した後に権利設定を行うこ ととなります。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、賃借権等設定番号1番ないし24番,27番ないし63番,65番ないし105番,107番ないし114番について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いた します。

事務局から説明いたします。

○事務局(武 田 主 任)

事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。

東鷹栖地区で4件,東旭川地区で3件,合計7件の願い出があり,願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は,表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第11条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます

○議 長(鈴木 剛) それでは、議案第4号について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第4号について、「異議なし」と認め、 証明することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛) 続きまして、日程第5議案第5号「時効取得を原因とする農地について の権利移動又は設定の登記事案調査書の北海道知事への提出について」を 上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(大谷係長) 事務局。

日程第5議案第5号「時効取得を原因とする農地についての権利移動又 は設定の登記事案調査書の北海道知事への提出について」を御説明いたし ます。

議案の81ページおよび補足資料の23ページを御覧ください。

本件は農地の時効取得に関するものです。

農地の取得は本来、農地法に定められている許可が必要となります。しかし、20年間、所有の意思を以て平穏かつ公然と他人の物を占有すれば、その物の所有権を取得できると民法第162条第1項に定められており、この法的効力は農地にも適用され、農地法の許可無しに農地を取得できることとなります。

今回,時効取得となった農地は平成11年5月13日に占有が始まり,本年1月24日に所有権移転登記が行われ,同月29日に旭川地方法務局より通知があったものです。

次に補足資料の23ページの時効取得農地位置図を御覧ください。

時効取得地は JR 東旭川駅から南南東方向へ約 1.3 kmのところに位置します。次に裏ページの時効取得農地の詳細図を御覧ください。

時効取得農地は太線で囲んだ 6 筆となります。農業委員会として、今月 6日に委員及び事務局職員で取得者の 氏への聴き取りと現地調査を行いました。

その結果, 氏が当該農地を適正に管理してきており、すぐにでも耕作を開始できる状態にあること、周辺農地に悪影響を与えていないこと, また, これからも耕作を継続していく意思があることを確認しました。

次に補足資料の25および26ページを御覧ください。

時効取得により、農地に権利移転や権利設定の登記が行われた旨の通知

を受けた場合、農業委員会はその事案が取得時効完成の要件を備えているかどうかを調査し、都道府県知事に報告することと昭和52年8月25日付けで農林省構造改善局長より通知が出ていることから、取得者への聴き取りと現地調査の内容を登記事案調査書に記載のとおりにまとめ、北海道知事に提出したいと考えております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説明が あればお願いします。

○委 員(髙倉 伸淳)

はい, 10番髙倉です。

番号1番について、補足説明いたします。

今回,時効取得となった農地につきまして,取得者へ聴き取りと現地調査を行いました。

その結果,取得者が占有期間中は草刈りなどを行いながら,農地を適正に管理していることがわかり,盛土や堆肥による土壌改良を行い,春からの耕作への意欲があること,周辺農地に影響を及ぼすような行為をしていないことが確認できたことから,調査書のとおりに北海道知事へ提出するべきだと考えますので,よろしくお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、議案第5号について審議願います。

御意見,御質問はございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がありませんので、議案第5号を「異議なし」と認め、登記事案調 査書を北海道知事に提出することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(澤 口 主 査)

事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、合計16件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区が1件、西神楽地区で2件、永山地区で4件、江神地区で3件、東旭川地区で6件となっております。

届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。 これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務 局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がありませんので、報告第1号を終わります。

○議 長(鈴木 剛) 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(北田主査) 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、 農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計19件あり、地区ごとの内訳と しましては、東鷹栖地区で3件、永山地区で7件、江神地区で1件、東旭 川地区で8件となっております。

これらにつきまして,旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき 農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がありませんので、報告第2号を終わります。

○議 長(鈴木 剛) 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を事務 局から説明いたします。

○事務局(長根主任) 事務局。

日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

本件について、報告書の提出があった法人は19法人です。

この法人につきまして,別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のと おり,形態要件,事業要件,構成員要件,業務執行役員要件のすべてを満 たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議 長(鈴木 剛) 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年度旭川市農業委員会第1回定例農地部会を 閉会いたします。